

「公共住宅屋外整備工事積算基準」Q & A

職種	()編、()頁		質問	回答
屋外整備	1編 1頁	1.1.2 適用範囲 〔(注)※1 敷地内道路、宅地造成、造園植栽等の小規模な土木工事等は、屋外整備工事に含む。〕	<p>① この注意書きを記載している意図がよく分からないが、記載するのであれば、他工種の積算基準(少なくとも建築工事積算基準には)にも記載すべきでは？</p> <p>②また、[宅地造成は屋外整備工事に含む]と記載があるのに、平成19年度版にはあった「敷地造成工事」の項目を削除したのは何故か？</p>	<p>①今後の改定時に検討します。</p> <p>②仕様書改定において、平成 22 年度より建築工事に付随する屋外整備工事をイメージする共通仕様書の表記に改定があり、平成 19 年度以前の土木工事を基本とする表記の改定が行われております。発注方法も考慮し、個別に発注する場合は、土木工事も考慮していただきたい。</p>
屋外整備	3編 42頁	[2節 土工事]	平成19年度版には掲載されていて、平成23年度版から削除された「掘削積込」「積込み」「掘削押土」「敷地整地」「構内敷均し」などは、「建築積算基準」にも「市場単価」にも掲載が無いが、何故抹消したのか？公共住宅の建設では当然発生する項目ではないのか？	上記内容も踏まえ、積算基準としては、建築工事で使用する項目や単価を基本に積算することを基本とした改定を行いました。

屋外整備	3編(単価)48頁	[単価表 例]	「バックホウ運転 0.45m ³ 」「フルドーザ運転 6t」「振動ローラ ハントガイド式 0.8~1.1t」「タンパ運転 60~80kg」の「機械運転単価表(機械損料+燃料+運転手等)」の掲載が抜けているのでは?「建築積算基準」にもそれらの掲載は無い。	掲載する歩掛の根拠等については、検討できる資料がありますが、現行の関連基準において掲載がない状況となっており歩掛設定は控えさせていただきたいと思います。今後、基準の修正も含め検討いたします。
屋外整備	3編 49頁	2.9.3.4-2 バックホウ運転時間(TB)	バックホウ運転時間(TB)の「機械運転単価表」の掲載無し。 (山積 0.13m ³ 、山積 0.28m ³ 、山積 0.45m ³ 、山積 0.8m ³)	掲載する歩掛の根拠等については、検討できる資料がありますが、現行の関連基準において掲載がない状況となっており歩掛設定は控えさせていただきたいと思います。今後、基準の修正も含め検討いたします。
屋外整備	3編(単価)50頁~		平成19年度版に掲載のあった「マンホールや雨水・汚水桝の施工例の図や歩掛の構成表」は何故削除したのか?大変分かりやすく使い勝手が良かったのだが。人工数や基礎碎石費率・諸雑費率の表だけでは、非常に分かりづらい。	掲載する資料にあたり、検討できる資料がありますが、現行の関連基準において掲載がない状況となっており歩掛設定等は控えさせていただきたいと思います。
屋外整備	3編(単価)59頁	[単価表 例]	「路盤工 人力敷均し」の中に「小型バックホウ運転 山積み 0.11m ³ 運転」が計上されているが、その「機械運転単価表」の掲載が抜けているのでは?「建築積算基準」にもその掲載は無い。	掲載する歩掛の根拠等については、検討できる資料がありますが、現行の関連基準において掲載がない状況となっており歩掛設定は控えさせていただきたいと思います。今後、基準の修正も含め検討いたします。

屋外整備	3編(単価)64頁	[単価表 例]	「アスファルト舗装工 歩道」アスファルトフィニッシュ運転の規格欄の「クローラ型 1.4~3.0」が抜けている。	ホイール型 1.4~3.0m に修正します。
屋外整備	3編(単価)67頁	アスファルト舗装工における 機械運転単価表 [振動ローラ]	「機械賃料」ではなく「機械損料」では？	コンバインド型は賃料、ハンドガイド型は損料なので、賃料が正しいです。
屋外整備	3編(単価)73頁	2.10.6 透水性アスファルト工 2.10.6.1 適用範囲	2.10.6 透水性アスファルト工←「舗装工」若しくは「工事」では？ 2.10.6.1 適用範囲 「本歩掛りは、歩道における透水性アスファルト舗装工事に適用する」と歩道に特化した項目となっており、車道の透水性アスファルト舗装工に関しては、2.10.4 アスファルト舗装工を適用することになると思うが、何故このような構成なのか？「アスファルト舗装工」→「安定処理工」→「透水性アスファルト舗装工」の掲載順は構成としておかしいのでは？	2.10.6 透水性アスファルト舗装工に修正します。 基準の修正も含め検討いたします。
屋外整備	3編(単価)80頁	2.10.7.3 施行歩掛(人力施工) [4.使用材料]	「10.7.2 アスファルト混合物」ではなく「10.7.2-4 使用材料」と思われる。	2.10.7.2-4 排水性アスファルト混合物に修正します。

屋外整備	3編(単価)81頁	[単価表]	<p>①摘要欄に「機械施工」の記載無し。 特殊作業員「1×100/D」ではなく「3×100/D」では？</p> <p>②普通作業員「1×100/D」ではなく「6×100/D」では？ 「砂散布」の規格欄に「8~20t」の記載がされてしまっている。</p> <p>③瀝青材料の数量が抜けているが、43Lの記入で良いのでは？</p>	<p>① 機械施工と加筆します。 「3×100/D」が正とし修正します。</p> <p>②「6×100/D」が正とし修正します。 「8~20t」は、タイヤローラ運転のことで正しい規格に修正します。</p> <p>③瀝青材料は、散布を行わない場合があるので記載しておりません。</p>
屋外整備	3編(単価)85頁	2.10.9.1.2-2 日当たり施行量 (注) 5)	「5)再使用する場合の撤去歩掛は、上記施工量の2倍とし～」とあるが、2倍で正しいのか？	2倍を正とします。
屋外整備	3編(単価)85頁～		平成19年度版に掲載のあった「L形側溝等の施工例の図や歩掛の構成表」は何故削除したのか？大変分かりやすく使い勝手が良かったのだが。人工数や基礎碎石費率・諸雑費率の表だけでは、非常に分かりづらい。	掲載する資料にあたり、検討できる資料がありますが、現行の関連基準において掲載がない状況となってお掲載は控えさせていただきたいと思えます。今後、基準の修正も含め検討いたします。
屋外整備	3編(単価)98頁	[単価表 例]	八ツ掛(丸太)、「L=6~7m」の記載無し。杉丸太の規格「長 6.3m×中径 6 cm」の誤り。	修正いたします。

屋外整備	3編(単価)101頁	2.11.2.4 堀取の 1.施工歩掛り	2.11.2.4 堀取の 1.施工歩掛り、「100 本当り」の記載無し。	表に「100 本当り」と記載します。
屋外整備	3編(単価)104頁	2.11.3 芝張り、吹き付けは種及び地被類	2.11.3 芝張り、吹き付けは種及び地被類の項目の中に「客土工」も掲載していただきたい(要望)。	掲載する歩掛の根拠等については、検討できる資料がありますが、現行の関連基準において掲載がない状況となっており歩掛設定等は控えさせていたいただきたいと思います。
屋外整備	3編(単価)107頁	[2.11.4.2.3 胴込・裏込コンクリート、裏込材工]	① 胴込・裏込コンクリート投入打設歩掛り「注3)養生が必要な場合は、「4 節 コンクリート工事」による」とあるが、「4 節コンクリート工事は、「公共住宅建築工事積算基準」に準ずる」とあり、「公共住宅建築工事積算基準」の P86「5節コンクリート工事」には、養生についての記載無し。 ② 胴込・裏込材投入歩掛りバックホウ運転 山積 0.8m ³ の「機械運転単価表」の掲載無し。P108 も同様。	① 基準の修正も含め検討いたします。 歩掛の根拠については、検討できる資料がありますが、現行の関連基準において掲載がない状況となっており歩掛設定は控えさせていただきたいと思います。今後、基準の修正も含め検討いたします。
屋外整備	3編(単価)110頁	諸雑費規格欄	「(労務費)×21%」の位置ずれ。	諸雑費の行に修正します。